

土砂崩落危険地域における 新松本市立病院建設計画の中止要求書

2025年10月30日

松本市長 臥 雲 義 尚 殿

新松本市立病院建設計画の中止を求める市民有志の会

代表	山 根 二 郎	(弁護士)
	須 澤 博 一	(松本市医師会元会長・現顧問)
	百 瀬 英 司	(松本市医師会元会長・現顧問)
	濱 渉	(波田町元助役)
	西 村 忠 彦	(県高校校長元会長)
	安 藤 絵 美 子	(弁護士)
	井 上 浩 次	(浄化槽管理士)
	渡 辺 一 枝	(福祉施設勤務)
	田 口 哲 男	(元県会議員)

私たち市民有志は、臥雲市長に対し、下記の理由により土砂崩落危険地域である波田中央運動広場での新松本市立病院の建設計画を即刻中止することを求める。

記

- 1 臥雲松本市長は、総事業費153億400万円（内訳：建設工事費130億7900万円、医療機器等購入費その他合計22億2500万円）という莫大な公金を支出して、波田中央運動広場に5階建ての「新松本市立病院」を建設しよう

としている。しかしながらこの建設用地の南側が、高さ13m・最大勾配66度という急峻な断崖直下の危険な場所となっていて土砂崩落の危険があるため、長野県は土砂災害防止法に基づき同所一帯を「土砂災害特別警戒区域」（レッドゾーン）に指定してきたのである（告示第33号）。そしてこの建設用地一帯の危険性をより一層高めているのが、断崖の上の縁（ふち）を波田堰と呼ばれる農業用水路（幅2m80cm・深さ90cm）が通っていて、その水路を常時大量の水が流れていることである。そしてさらに問題なのは、この水路を流れている水が、約4キロ離れた梓川の取水口から取り入れた農業用水だけではなく、水路南側の広大な丘陵（河岸段丘）地帯からの雨水や流水や排水が常時流れ込んでいるため、その流量のコントロールが困難なことである。そのため異常気象が常態化している今日、大雨や集中豪雨、線状降水帯や地震によってこの水路が溢水したり決壊したりする可能性は常にあり、そしてそれが起こった場合、高さ13m・最大勾配66度のこの断崖は水路もろとも大崩壊するおそれがあると言わなければならない。さらに問題なのは、地震や経年劣化によって生ずる水路の亀裂であって、そこからの漏水が崖の土の中に常時浸透することによって起こる断崖の突然の崩壊である（そこで想起されるのは、2025年1月に埼玉県八潮市で起こった突然の道路の大陥没であって、その原因は地中に埋設されていた下水道管の破損による漏水であった）。この地域一帯は現在「ひばりヶ丘」と呼ばれているが、古くからの地名が「押出」（おしだし）と呼ばれてきたように、もともと土砂崩落の危険地帯であったのであり、この断崖の一部はすでに崩落したことがありその崩落箇所には土留め工事が施されているが、それは見るからに不安定なものとなっている。そうであるからこそ長野県は同所を「土砂災害が発生したときに、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れのある区域」として「土砂災害特別警戒区域」（レッドゾーン）に指定してきたのである。

2 ところが松本市は、この断崖の法面に砂と糸と植物の種の混合物を3cmの厚さ

で吹き付ける崩落防止対策を施したことで、令和6年2月に「土砂災害特別警戒区域」(レッドゾーン)の指定が解除されたから、同所に市立病院を建設しても安全上何ら問題はないと言っているのである。しかしながら令和6年2月に長野県が突如「土砂災害特別警戒区域」の指定を解除したこと自体が大問題であって、私たち松本市民はその責任追及と「解除」の取消を断固として要求していくことになる。県がやったこの突然の指定解除は、なにがなんでも同所に市立病院を建てたいと狂奔する松本市に迎合しその便宜を図った、という許しがたい結果なのである。しかしこの重大問題をさし置くとしても、同所は依然として県によって「土砂災害警戒区域」(イエローゾーン)という土砂崩落の危険地域に指定されていることに変わりがないのである。この「土砂災害警戒区域」とは「土砂災害が発生したときに住民などの生命または身体に危害が生じる恐れのある地域」のことであるから断崖の崩落の危険が解消されたわけではなく、市立病院の建設にはまったく不適地であることに変わりはないのである。

- 3 松本市の病院局は、令和6年4月23日開催の市議会の「市立病院建設特別委員会」において『土砂災害特別警戒区域の指定解除について』と題する文書を配布しているが、同文書には「対策工事により安全性が高まったことが認められ、法第9条8項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定が解除となった」から、同所に市立病院を建設しても何ら問題はないと報告している。しかしながら、前項でも指摘したとおり、市当局は上記文書で、この建設場所が「土砂災害特別警戒区域」(レッドゾーン)の指定が解除されてもなお現在、依然として長野県によって「土砂災害警戒区域」(イエローゾーン)に指定されている危険地域であることにいっさい触れず、これを伏せていることはこの重大な事実を隠蔽したと言われても仕方がないであろう。

- 4 また松本市はこれまで行われた市民説明会において、断崖上の水路の危険性に気が付いた市民から「あの上には用水路が流れており、大地震や大雨のときに決壊する可能性がある」と指摘されたことに対し、「用水路についても、万全の体

制で病院を作っていくので、それぞれご心配の点は解消できるように努めます。」と応答しているが、これは全くの虚偽である。なぜこの水路が断崖上の縁すれすれを通っているのかといえ、それはこの水路を通すために断崖の中腹を切り開いたことによるものである。下からは見えないが崖を登ると、その崖の中段をとうとうと時には溢れんばかりの水が流れている幅員2m80cm・深さ90cmの水路があって、それはまるで急峻な崖の中段に宙吊り状態で設置されているといっても過言ではないのである。そしてもしこの水路が溢ればその水は崖を流れ下る以外ないのであり、それによって場合によっては崖そのものが崩壊するおそれが十分予想できるところである。そしてこの水路のコンクリートは改修されてからすでに約40年を経過しているのである。このような特殊な危険性を持っていて、大雨や大地震による溢水や決壊のおそれが常にあるこの水路について、市が「万全の体制」をとるから「ご心配の点は解消できる」などと言っていることがいかに口からでまかせの無責任な虚言であって、これは市民にとってとてつもなく怖いことである。市は水路下の断崖の法面に砂と糸と植物の種の混合物を3cmの厚さで吹き付ける等の崩落防止対策を施したことで、同斜面が安全になったと言っているが、この危険な断崖がこんな吹き付けで安全になるわけがないのである。また市はこれまた常に崩落する危険がある水路上部の急斜面について崩落防止対策をしたのかといえ、何もそれをやっていないのであって、そもそも同所はその対策をとることが不可能な状態となっているのである。このこともまた同所の危険性を増大させるものとなっている。

これをみてもこのような危険な場所に市立病院を建設しようとする臥雲市長の行為が、いかに無謀で国民・市民の生命と身体を安全を無視したものであるかは明白である。

- 5 医療法は1条の3で「国・地方公共団体の責務」として「国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する」ことを義務づけていて、そのため同法7条は病院を開設しようとする者に対して開設地の都道府県知事の許可を受けなければな

らないと定めているのである。かかる観点に立つてみると、水路が通っている危険な断崖直下に市立病院を開設することなど県知事が許可できようはずはないのである。もしこれが許可されるようなことがあれば、その許可は取消しの対象となることは必定である。

6 そして建物の建設において病院の建設場所はその安全性がとくに重要視されなければならないのであって「野戦病院」ですらその安全性について最善の配慮をしているのである。ところが驚いたことに、臥雲市長はこの危険極まりない断崖直下に市立病院を開設しようとしているのである。そこで私たち市民有志の会は臥雲市長に面会し直接その危険性を指摘し、同所における「新松本市立病院」の建設計画の中止を求めようとしたのであるが、臥雲市長がその面会すら拒絶していることは同市長の無責任さを露呈したものとなっている。

7 土砂災害防止を任務とする県が、調査もせずに「土砂災害特別警戒区域」（レッドゾーン）の指定を解除したことの任務違背と、それを誘導した臥雲市長の責任。

① この急傾斜地（断崖）が存在する一帯は「ひばりヶ丘」（所在地・松本市波田字波多）と呼ばれている。この急傾斜地の地形状況について県が作成した図面には『危害のおそれのある地形である』として「梓川右岸の北西向きの段丘崖斜面である。」「下端には新市立病院の建設予定地と立体駐車場がある。」

「中段には水路があり、上端側は、住宅地が広がる。」と記載されている。これをみると、県が同所を「土砂災害特別警戒区域」（レッドゾーン）に指定するにあたり、この急傾斜地の「中段には水路がある」ことをも重視していたことが分かる。したがってそのような危険な場所についてなされた「土砂災害特別警戒区域」（レッドゾーン）の指定を、県が軽々しく解除できようはずはないのであるが、なぜ県は令和6年2月にそれを「解除」してしまったのか。

② 臥雲市長は、上部に多量の水が流れている水路があるこの急傾斜地（断崖）の直下にある波田中央運動広場が、県による「土砂災害特別警戒区域」（レ

ドゾーン) に指定されている危険地帯であることを知りながら、なぜ令和3年8月の時点で早々と同所を「新松本市立病院」の建設場所とすることを決定し発表することができたのか。それは松本市が要請すれば、県はこの「土砂災害特別警戒区域」を解除してくれるに違いないと考えたからである。

- ③ 松本市は令和5年に業者との間で「新市立病院建設に伴う急傾斜地崩落危険区域再設定業務委託」契約を締結しているが、それは建設予定地が「土砂災害特別警戒区域」(レッドゾーン) に指定されていて病院建設の妨げとなっているため、県にその指定を解除してもらうことを業者に委託したものである。そこで業者は「崩落危険区域」についての調査資料を作成し、これを長野県に提出した結果、県は令和6年2月に「土砂災害特別警戒区域」(レッドゾーン) を解除したのであるが、県はこの業者からの「調査資料」を見ただけで県独自の調査はまったくしていないのである。業者が県に提出した『急傾斜地の崩落区域調書』(調査年度令和5年度) には「対象斜面の植生は対策施設による植生基材吹付工のため、草本が主体である。」「上端に隣接する土地は宅地として利用されている。」「下端に隣接する土地は平地となっており、新市立病院の建設が予定されている。」と書かれているが、そもそも市が断崖の法面に砂と糸と植物の種の混合物を吹き付ける崩落防止対策を施したからといって、上部に多量の水が流れている水路があるこの急傾斜地(断崖)の崩落の危険が解消されるなどということとはあり得ないことである。にもかかわらず県は、土砂災害防止に努めなければならない任務を放擲し、自らは一切調査することなく、ただ松本市の委託業者から提出された「調査資料」をもって「土砂災害特別警戒区域」(レッドゾーン) の指定を解除してしまったのである。

- ④ 県がなぜこのようなことをしたのかといえば、それは波田中央運動広場に何とかして市立病院を建設したいとする臥雲市長の意向に沿って、その建設を容易にしてやるために「指定解除」という便宜を図ったということである。これについては目下その真相を調査中であるが、私たち市民は人命を無視したこの

市と県の癒着を断じて許すことはできない。

- 8 よって私たち市民有志は、臥雲松本市長に対し、本要求書をもって崩落の危険がある断崖直下の波田中央運動広場における「新松本市立病院」の建設計画を即刻中止することをここに要求するものである。

以上